

[別紙]

様式1

事業報告書

(自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)

1 医療法人の概要

(1) 名称

医療法人創起会

①  財団  社団 (  出資持分なし  出資持分あり )

②  社会医療法人  特定医療法人  出資額限度法人  
 その他

③  基金制度採用  基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地

熊本県熊本市中央区大江三丁目2番65号

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日

平成23年4月22日

(4) 設立登記年月日

平成23年5月2日

(5) 役員及び評議員

	氏名	備考

- 注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。
- 2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の管理者であることを記載すること。(医療法第46条の5第6項参照)
- 3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第46条の4第1項参照)

## 2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
病院	くまもと森都総合病院	熊本県熊本市中央区大江三丁目2番65号	一般病床 199床 [医療保険 199床]

- (2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考

- (3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

種 類	実 施 場 所	備 考

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和3年6月23日 2020年度決算の決定  
 令和4年3月22日 2022年度事業計画の決定  
 " 令和4年度借入金額の最高限度額の決定  
 " 社員の退社及び入社  
 " 役員の退職慰労金の支払

- (5) 当該会計年度内に発行した医療機関債

該当なし

- (6) 当該会計年度内に購入した医療機関債

該当なし

- (7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

該当なし

- (8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

該当なし

- (9) その他

該当なし

様式第一号

法人名 医療法人創起会  
 所在地 熊本市中央区大江3丁目2番65号

※医療法人整理番号 

--	--	--	--

貸借対照表  
 (令和4年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	4,193,081	I 流動負債	1,338,931
現金及び預金	2,720,720	買掛金	446,355
事業未収金	1,006,967	1年以内に返済予定の長期借入金	230,576
たな卸資産	109,937	リース債務	7,103
前払費用	12,324	割賦未払金	107,690
その他の流動資産	349,275	未払金	160,079
貸倒引当金	△ 6,145	未払法人税等	254,569
II 固定資産	6,525,325	未払消費税等	2,889
1 有形固定資産	6,128,769	預り金	22,824
建物	4,359,796	賞与引当金	106,839
構築物	121,562	その他の流動負債	2
医療用器械備品	379,475	II 固定負債	6,551,050
その他の器械備品	15,478	長期借入金	5,362,120
土地	1,232,196	長期リース債務	6,818
その他の有形固定資産	20,261	長期割賦未払金	91,731
2 無形固定資産	107,644	退職給付引当金	1,052,798
ソフトウェア	107,459	役員退職慰労引当金	35,868
その他の無形固定資産	184	その他の固定負債	1,714
3 その他の資産	288,911		
有価証券	870		
繰延税金資産	281,975	負債合計	7,889,982
その他の固定資産	6,070		
貸倒引当金	△ 5	純資産の部	
		科目	金額
		I 基金	2,224,589
		II 積立金	603,835
		繰越利益積立金	603,835
		純資産合計	2,828,424
資産合計	10,718,406	負債・純資産合計	10,718,406

## 様式第二号

法人名 医療法人創起会

※医療法人整理番号

所在地 熊本市中央区大江3丁目2番65号

損 益 計 算 書  
(自 令和 3年 4月 1日 至 令和 4年 3月 31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		7,233,364
2 事業費用		
事業費		6,357,083
本来業務事業利益		876,281
事業利益		876,281
II 事業外収益		
受取利息	0	
その他の事業外収益	2,473	2,473
III 事業外費用		
支払利息	22,908	
その他の事業外費用	290	23,198
経常利益		855,556
IV 特別利益		
固定資産売却益	131	
施設整備等補助金	147,018	
その他の特別利益	11,597	158,747
V 特別損失		
固定資産除却損	0	0
税引前当期純利益		1,014,303
法人税・住民税及び事業税	290,109	
法人税等調整額	△ 10,314	279,795
当期純利益		734,508

## 様式第三号

法人名 医療法人創起会

※医療法人整理番号

所在地 熊本市中央区大江3丁目2番65号

## 財 産 目 録

(令和 4年 3月31日現在)

1. 資 産 額	10,718,406 千円
2. 負 債 額	7,889,982 千円
3. 純 資 産 額	2,828,424 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	4,193,081
B 固 定 資 産	6,525,325
C 資 産 合 計 (A+B)	10,718,406
D 負 債 合 計	7,889,982
E 純 資 産 (C-D)	2,828,424

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

建 物 (■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式第三号

法人名 医療法人創起会  
所在地 熊本市中央区大江3丁目2-65

※医療法人整理番号

財 産 目 録  
(令和 4年 3月 31日現在)

1. 資 産 額	10,718,406,690 円
2. 負 債 額	7,889,982,096 円
3. 純 資 産 額	2,828,424,594 円

(内 訳) (単位：円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	4,193,081,203
B 固 定 資 産	6,525,325,487
C 資 産 合 計 (A+B)	10,718,406,690
D 負 債 合 計	7,889,982,096
E 純 資 産 (C-D)	2,828,424,594

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))  
 建 物 (■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

令和4年 月 日  
医療法人 創起会  
理事長 藤山重俊

印

法人名 医療法人創起会  
所在地 熊本市中央区大江3丁目2番65号

※医療法人整理番号

--	--	--	--	--	--	--	--

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)

(取引条件及び取引条件の決定方針等)  
該当なし

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)

(取引条件及び取引条件の決定方針等)  
該当なし

様式 6

## 監 事 監 査 報 告 書

医療法人創起会

理事長 藤山 重俊 殿

私たちは、医療法人創起会の令和3会計年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

## 監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

## 記

## 監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和 4年 6月 17日

医療法人創起会

監事

監事



様式第四号

法人名 医療法人創起会

所在地 熊本市中央区大江3丁目2番65号

※医療法人整理番号

純資産変動計算書

(自 令和 3年 4月 1日 至 令和 4年 3月 31日)

(単位：千円)

	基金	積立金		純資産合計
		繰越利益積立金	積立金合計	
令和3年 3月31日 残高	2,224,589	△ 130,673	△ 130,673	2,093,915
会計年度中の変動額				
当期純利益	—	734,508	734,508	734,508
会計年度中の変動額合計	—	734,508	734,508	734,508
令和4年 3月31日 残高	2,224,589	603,835	603,835	2,828,424

## 様式第五号

法人名 医療法人創起会

※医療法人整理番号

所在地 熊本市中央区大江3丁目2番65号

## 有形固定資産等明細表

資産の種類	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引 当期末残高 (千円)	
有形固定資産	建物	5,487,447	2,920	—	5,490,368	1,130,572	226,957	4,359,796
	構築物	196,965	—	—	196,965	75,402	15,160	121,562
	医療用器械備品	1,874,572	166,236	25,433	2,015,374	1,635,898	199,110	379,475
	その他の器械備品	61,614	6,776	—	68,390	52,912	7,091	15,478
	土地	1,232,196	—	—	1,232,196	—	—	1,232,196
	その他の有形固定資産	224,587	4,420	762	228,245	207,984	13,217	20,261
	計	9,077,382	180,353	26,196	9,231,540	3,102,770	461,535	6,128,769
無形固定資産	ソフトウェア	421,321	72,103	—	493,424	385,964	28,051	107,459
	その他無形固定資産	3,012	—	—	3,012	2,827	286	184
	計	424,333	72,103	—	496,436	388,792	28,338	107,644
その他の資産	有価証券	870	—	—	870	—	—	870
	長期前払費用	30	—	30	—	—	—	—
	繰延税金資産	271,661	10,314	—	281,975	—	—	281,975
	その他の固定資産	4,116	2,414	—	6,531	460	121	6,070
	貸倒引当金	△ 4	△ 5	△ 4	△ 5	—	—	△ 5
計	276,674	12,724	26	289,371	460	121	288,911	

注) 医療用器械備品の当期増加額は、一般撮影装置の取得22,660千円等によるものであります。

## 様式第七号

法人名 医療法人創起会

※医療法人整理番号

所在地 熊本市中央区大江3丁目2番65号

## 借入金等明細表

区 分	前期末残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	—	—	—	—
1年以内に返済予定の 長期借入金	230,576	230,576	0.45%	—
リース債務	8,326	7,103	—	—
割賦未払金	164,680	107,690	—	—
長期借入金（1年以内に 返済予定のものを除く。）	5,592,696	5,362,120	0.42%	平成30年4月25日～ 令和29年3月25日
長期リース債務	13,921	6,818	—	平成29年4月6日～ 令和6年9月4日
長期割賦未払金	199,422	91,731	—	平成28年3月5日～ 令和6年2月27日
その他の有利子負債	—	—	—	—
合 計	6,209,621	5,806,038	—	—

注) 1. 決算日後、5年間の返済予定額

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	225,576	210,576	230,562	240,312
長期リース債務	6,566	251	—	—
長期割賦未払金	91,731	—	—	—

注) 2. リース債務及び割賦未払金の平均利率については、利子込み法によっているため記載しておりません。

様式第八号

法人名 医療法人創起会  
所在地 熊本市中央区大江3丁目2番65号

※医療法人整理番号

有 価 証 券 明 細 表

【その他】

種 類 及 び 銘 柄	口 数 等	貸借対照表価額 (千円)
財形住宅金融株式会社	1株	860
熊本県医師信用組合	10口	10
計		870

様式第九の一号

法人名 医療法人創起会

※医療法人整理番号

所在地 熊本市中央区大江3丁目2番65号

事業費用明細表

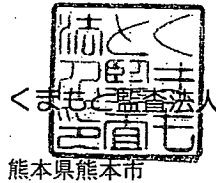
(単位：千円)

区 分	本来業務事業費用			附帯業務 事業費用	収益業務 事業費用	合 計
	事業費	本部費	計			
材料費	2,344,960	-	2,344,960	-	-	2,344,960
給与費	2,701,552	-	2,701,552	-	-	2,701,552
委託費	427,270	-	427,270	-	-	427,270
経費	872,946	-	872,946	-	-	872,946
売上原価	-	-	-	-	-	-
その他の事業費用	10,353	-	10,353	-	-	10,353
計	6,357,083	-	6,357,083	-	-	6,357,083

独立監査人の監査報告書

2022年6月20日

医療法人 創起会  
理事会 御中



指定社員 公認会計士  
業務執行社員

入江 佳隆

監査意見

当監査法人は、医療法第51条第5項の規定に基づき、医療法人創起会の2021年4月1日から2022年3月31日までの2021会計年度の貸借対照表、損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びに財産目録（以下「計算書類」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類が、全ての重要な点において厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠して作成されているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告書、関係事業者との取引の状況に関する報告書、純資産変動計算書及び附属明細表である。理事者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠して計算書類を作成することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類を作成するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類を作成するに当たり、理事者は、継続事業の前提に基づき計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に基づいて継続事業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 理事者が継続事業を前提として計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続事業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続事業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類の注記事項が適切でない場合は、計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、法人は継続事業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類の表示及び注記事項が厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

### 利害関係

法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上